

研究主題

いじめ防止等の対策を推進する研究（２年次）

— 東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と

「保護者・地域プログラム」の開発 —

目 次

第 1	研究の概要	4
第 2	研究の背景とねらい	
1	いじめ問題に関する研究の背景	5
2	研究の位置付け及び研究のねらい	6
第 3	研究の方法	
1	研究の体制	6
2	研究の経過	7
第 4	研究の内容	
1	いじめ問題についての意識調査の分析	7
2	「保護者プログラム」・「地域プログラム」の開発	12
3	「保護者プログラム」・「地域プログラム」の実践	
(1)	時期に合わせた実践	13
(2)	時間を短縮した実践	14
(3)	プログラムを組み合わせた実践	15
(4)	協議を取り入れた実践	16
第 5	研究の成果と今後の取組	
1	研究の成果	18
2	今後の取組	18
	参考資料	18

1 研究の成果

- 学校におけるいじめ防止等の対策の成果と課題を分析し、都内公立学校の全ての教員に対し、「いじめ総合対策【第２次・一部改定】」として、課題解決に向けた具体的な取組を示すことができた。
- 「保護者プログラム」や「地域プログラム」を、学校において活用・実践することにより、保護者や地域関係者の意識を高めるとともに、学校と保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組む環境を構築するきっかけとして、効果があることが明らかとなった。

2 研究成果の活用

- 「保護者プログラム」及び「地域プログラム」を、多くの学校が活用できるよう、一層の周知や啓発を行う。

第1 研究の概要

<p>【社会状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに係る法律や条例等の整備 	<p>【実態】</p> <p>《児童・生徒》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめられても、誰にも相談していない」 (令和元年度)都内全公立学校中 1,289件(2.0%) (令和2年10月 東京都教育庁指導部) <p>《学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者等との共通理解に熱心に取り組んでいるが、学校の発信の理解や受け止めとの間に乖離がないかという視点から、周知の在り方を見直すことが重要 「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について(答申)」 (令和2年7月 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会)
<p>【今日的な教育課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの認知件数0の学校 (令和元年度)都内全公立学校中 15.1% ○ 増加傾向にある重大事態の発生件数 (令和元年度)都内全公立学校中 45件 (令和2年10月 東京都教育庁指導部) 	

「東京都教育ビジョン（第4次）」
「基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育」
施策展開の方向性⑭「いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進」

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申（令和2年7月）
「東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性」
いじめ問題対策委員会からの提言・いじめ防止対策の一層の推進に向けた7つの方策

都内公立学校におけるいじめ防止対策のより一層の充実・推進

【研究主題】
いじめ防止等の対策を推進する研究（2年次）
－東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と「保護者・地域プログラム」の開発－

【主題設定の理由】

- 東京都教職員研修センターでは、平成24・25年度に、いじめ総合対策の一つに位置付けられた研究として「いじめ問題に関する研究」を実施し、平成26年7月に「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」を作成した。その内容は、平成29年3月に改訂し、「いじめ総合対策【第2次】」下巻にまとめた。
- 本研究では、いじめ対策に対する現状と課題を明らかにすることを目的とした調査の成果を生かし、「学習プログラム」と「教員研修プログラム」を改善し、「保護者プログラム」及び「地域プログラム」を開発する。学校、保護者、地域社会が普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを大切にし、大人が「子供がSOSを出しやすい存在」、「子供が安心して相談できる人」になることで、いじめ防止等の対策をより一層推進することをねらいとする。

【研究仮説】
いじめ対策に対する現状と課題を明らかにすることを目的とした調査の成果を生かし、学習プログラム及び教員研修プログラムを改善し、保護者プログラム及び地域プログラムを開発することで、いじめ防止等の対策をより一層推進することができるであろう。

<p>○ 調査分析 質問紙調査 計34校 13,177人 (小学校20校 中学校9校 高等学校3校 特別支援学校2校)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童・生徒</th> <th>教員</th> <th>保護者</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,659人</td> <td>883人</td> <td>2,315人</td> <td>320人</td> </tr> <tr> <td>・いじめの経験や原因 ・いじめ問題で学習したい内容等</td> <td>・いじめに関する指導の実態等</td> <td>・いじめの防止、解消に向けた取組への関心等</td> <td>・いじめの防止、解消に向けた取組への関心等</td> </tr> </tbody> </table>	児童・生徒	教員	保護者	地域	9,659人	883人	2,315人	320人	・いじめの経験や原因 ・いじめ問題で学習したい内容等	・いじめに関する指導の実態等	・いじめの防止、解消に向けた取組への関心等	・いじめの防止、解消に向けた取組への関心等	<p>○ 開発研究 「保護者プログラム」5つと「地域プログラム」1つの開発</p> <p>○ 研究協力校4校によるプログラムの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区立稲田小学校 ・東大和市立第二中学校 ・都立昭和高等学校 ・都立志村学園 <p>○ まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究紀要の作成 ・リーフレットの作成
児童・生徒	教員	保護者	地域										
9,659人	883人	2,315人	320人										
・いじめの経験や原因 ・いじめ問題で学習したい内容等	・いじめに関する指導の実態等	・いじめの防止、解消に向けた取組への関心等	・いじめの防止、解消に向けた取組への関心等										

第2 研究の背景とねらい

1 いじめ問題に関する研究の背景

平成25年に公布された国の「いじめ防止対策推進法」の主旨を踏まえ、東京都は、平成26年に、いじめ防止等のための対策を総合的・効果的に推進するために、都内の全ての公立・私立学校を対象とした「東京都いじめ防止対策推進条例」を施行した。

また、この法律の規定を踏まえ、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、公立学校を対象に、学校におけるいじめ防止等の具体的な取組を示した「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定し、各学校に周知・徹底を図ってきた。

さらに、専門家により構成された教育委員会の附属機関である「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」によって示された、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を踏まえ、「いじめ総合対策」を改訂してきた。東京都教育委員会は、その都度、冊子にして、都内公立学校の全ての教員に配布し、学校におけるいじめ防止等の取組の徹底を図ってきた。

（表1）

この研究は、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の策定に先立って、独自の調査を通して、児童・生徒を取り巻くいじめの実態や、学校における取組の状況等を把握、分析するために行ってきたものである。

なお、「児童・生徒」「教員」「保護者・地域関係者」を対象とした調査結果の一部とその分析、更に、課題を解決するための具体的な取組等は、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」上巻[学校の取組編]に記載している。（図1）また、「保護者プログラム」・「地域プログラム」については、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」下巻[実践プログラム編]に記載している。（図2）

意識調査の全ての結果については、東京都教職員研修センターのWebページに掲載している。（図3）

表1 東京都におけるいじめ防止等の対策（平成25年度以降）

平成26年7月	「東京都いじめ防止対策推進条例」公布 「東京都いじめ防止対策推進基本方針」策定 「東京都教育委員会いじめ総合対策」策定
平成29年2月	「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」策定
令和3年2月	「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」策定



図1 いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻[学校の取組編]



図2 いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻[実践プログラム編]



図3 いじめ問題についての意識調査 全調査結果

2 研究の位置付け及び研究のねらい

東京都いじめ防止対策推進条例11条に基づき設置された「第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」は、東京都教育委員会からの諮問（平成30年11月14日）を受け、東京都内公立学校における「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」に基づく取組の推進状況の検証・評価を行ってきた。2年間の審議を経て、令和2年7月には「答申」が示され、東京都におけるいじめ防止対策の現状や取組の推進状況の検証・評価、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性が示された。（表2）

本研究では、第3期「答申」の「いじめ問題対策委員会からの提言」及び「7つの方策」に基づき、特に、学校と共に保護者・地域が一体となって、いじめ防止等の対策を一層推進することを目指して、次の2点に重点を置いた。

- (1) いじめ防止のための「保護者プログラム」・「地域プログラム」の開発、実践
- (2) 都内公立学校の児童・生徒、教員、保護者、地域関係者のいじめ問題に対する意識調査の実施

表2 第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申（令和2年7月）一部抜粋

いじめ防止対策の一層の推進に係る方向性
いじめ問題対策委員会からの提言
(1) まず、子供を信頼していることを示そう。 (2) いじめ予防の基本として、授業の充実を目指そう。 (3) 子供をみる目を養おう。 (4) 教職員間の情報共有を大切にしよう。 (5) 保護者、地域社会と共に手を取り合おう。
いじめ防止対策の一層の推進に向けた7つの方策
(1) 「子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる」取組の一層の充実 (2) 学校の教育活動全体を通したいじめ防止の取組の充実 (3) いじめの認知に至るプロセスの明示 (4) 教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用 (5) 家庭・地域向けプログラムや啓発資料等の作成・活用 (6) 学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知 (7) 学校における「いじめ総合対策」の活用促進に向けた工夫

第3 研究の方法

1 研究の体制

研究を推進するにあたり、研究部会を組織し、東京都教職員研修センター所員8人（統括指導主事1人、指導主事2人、教員研究生5人）により研究を進めた。

「保護者プログラム」及び「地域プログラム」については、研究協力校で効果的に実施していくための方策を検討した。プログラムを実施した後は、内容を全員で共有しながら、検証・改善を繰り返し行い、時期や時間等に応じたプログラムの工夫の仕方を事例としてまとめた。

2 研究の経過

1年次の研究過程を踏まえ、年度当初の4月から5月に、2年次の研究の構想を立てた。また、令和3年4月から11月にかけて、1年次に開発した「保護者プログラム」・「地域プログラム」の実践を研究協力校で行った。そして、参加した保護者、地域住民へのアンケートや実施した教員への聞き取り等からプログラムの有効性について検証した。

令和2年8月から9月に都内公立学校34校、13,177人の児童・生徒、教員、保護者、地域関係者を対象に行ったいじめ問題に関する意識調査については、令和3年の5月から8月にかけて、分析を行った。9月の中間報告会では、明らかになった課題を基に、保護者や地域が、「協力しよう」という意識をもつことができるようプログラムの活用方法を工夫し、研究協力校で実施した。（表3）

表3 研究の経過

期間	内容
令和3年4月～5月	二年次の研究の構想
令和3年4月～11月	研究協力校による「保護者プログラム」・「地域プログラム」の実践、有効性の検証
令和3年5月～8月	いじめ問題に関する意識調査の分析
令和3年9月～10月	中間報告
令和4年1月～3月	動画配信にて研究内容の発表
令和4年2月～3月	研究紀要、リーフレット作成

第4 研究の内容

1 いじめ問題についての意識調査の分析

東京都教職員研修センターでは、平成24・25年度に「いじめ問題に関する研究」に取り組み、児童・生徒、教員、保護者、地域関係者14,687人への調査を実施した。

今回の研究では、当時と同規模の調査を8年ぶりに実施し、東京都の児童・生徒、教員、保護者、地域関係者のいじめ問題に関する意識を把握した。

児童・生徒を対象に、「あなたはいじめた経験がありますか」について聞いた回答結果では、他の人を「いじめた経験がない」と回答した児童・生徒数は、いじめ防止対策推進法が制定される前の平成24年度と、令和2年度を比較すると、全ての校種において26%以上増加した。（表4）

表4 あなたはいじめた経験がありますか。

	平成24年度			令和2年度		
	経験がある	経験がない	無回答	経験がある	経験がない	無回答
小学校	55.1%	44.6%	0.3%	26.9%	71.5%	1.6%
中学校	60.6%	39.0%	0.4%	33.0%	65.6%	1.4%
高等学校	58.2%	41.1%	0.7%	27.9%	71.9%	0.2%
特別支援学校	50.0%	48.4%	1.6%	19.3%	79.4%	1.3%

しかし、「いじめの認知件数の推移」（令和2年10月東京都教育庁指導部）によると、平成27年度以降、都内公立学校におけるいじめの認知件数は年々増加している。（図4）

いじめを行ったと自覚している児童・生徒が減少していることから、学校の取組等の成果により、いじめをしてはいけないという意識が向上したと考えられる。

一方で、いじめの認知件数が増加していることから、学校においては、取組を弱めることなく、見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知していると考えられる。

これらの結果から、学校におけるいじめの未然防止や早期発見の取組が、成果として表れていると捉えることができる。

児童・生徒を対象に、「いじめを受けたときの相談状況」について聞いた回答結果を以下に示した。（図5）「いじめられた経験がある」と回答した児童・生徒の割合は、平成24年度と比べて、11%減少している。（図5-①）

いじめられた経験がある児童・生徒のうち、「いじめを受けたときに誰かに相談したか」と回答した児童・生徒の割合は8%増加している。（図5-②）また、相談したと回答した児童・生徒の中で、「学級担任に相談した」とする児童・生徒の割合は、3%増加している。（図5-③）

これらの結果から、いじめを受けたと感じている児童・生徒が、誰かに相談しようとする意識が向上していると考えられる。

しかし、半数以上の児童・生徒がいじめを受けた経験があること（図5-①）、そのうち、誰にも相談していない児童・生徒が40%近くいること（図5-②）、増加傾向ではあるが、担任への相談が38%にとどまっていること（図5-③）、いじめに関わりをもちたくないと思っている児童・生徒が、依然として82%となっていること（図5-④）などから、引き続き、被害の児童・生徒や周囲の児童・生徒が、できる限り早期にいじめについて教職員を含む大人に伝えることができる環境をつくっていくことが課題であると考えられる。

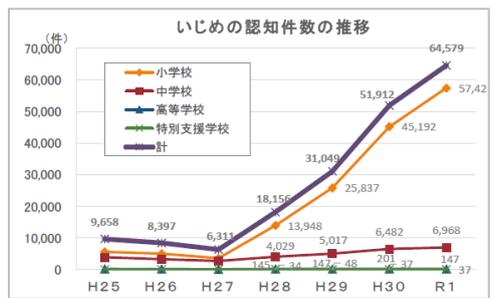


図4 いじめの認知件数の推移
（令和2年10月 東京都教育庁指導部）

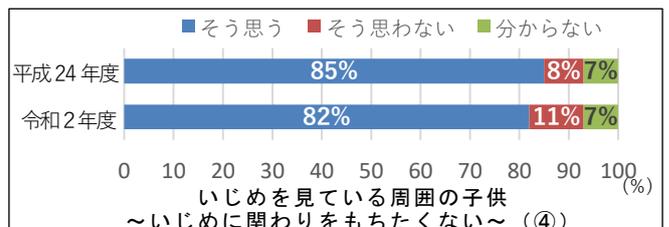
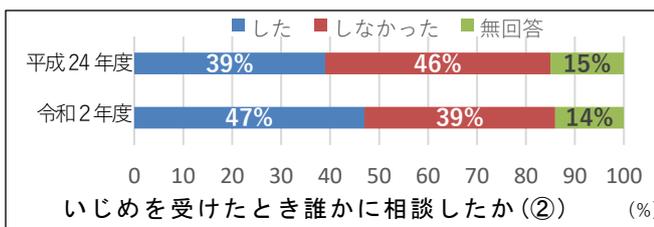
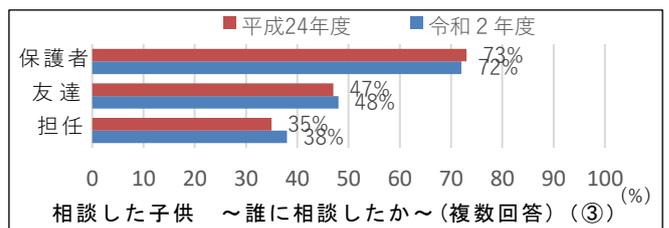
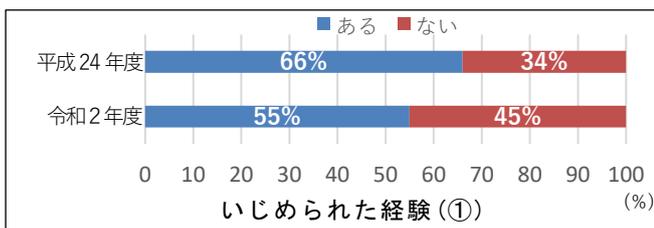
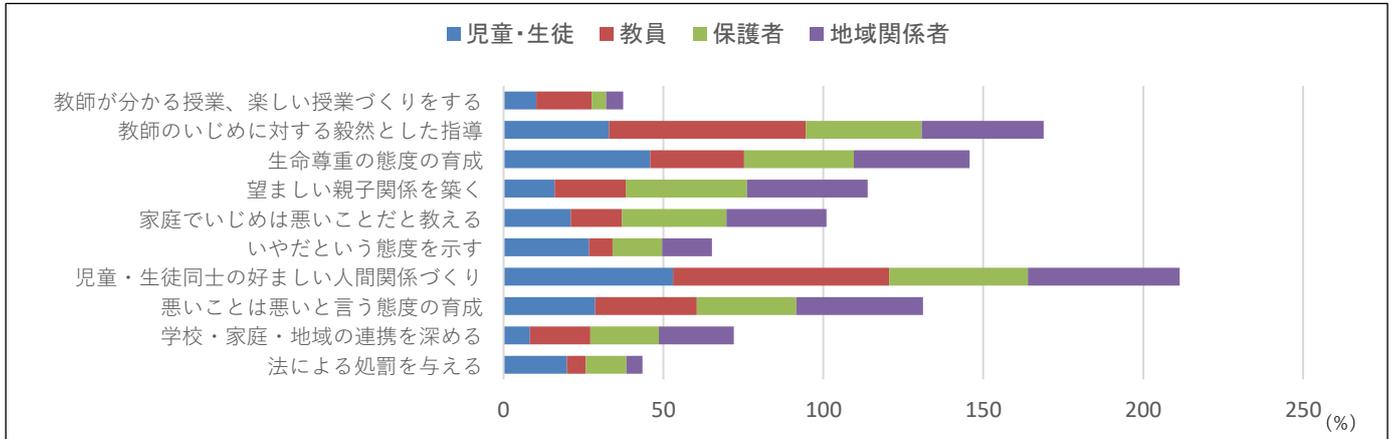


図5 いじめを受けたときの相談状況

児童・生徒、教員、保護者、地域関係者を対象に、「いじめの解消についてどのようなことが大切だと思うか」について聞いた回答結果では、児童・生徒、教員、保護者、地域関係者の

いずれも、いじめの解消のために大切なことは、「好ましい人間関係づくり」であるとする回答が、最も高い割合となっている。（図6）

学校において、児童・生徒同士の望ましい人間関係を築く指導を、一層充実させていく必要がある。



※ 本グラフは回答対象である「児童・生徒」、「教員」、「保護者」、「地域関係者」それぞれの割合を合わせたものである。

図6 いじめを受けたときにどのようなことが大切だと思うか

さらに、児童・生徒を対象にした質問項目の中から「いじめをした経験があるか」、「いじめられた経験があるか」という項目に注目し、これらの結果から、「いじめ被害・加害経験が両方あり」、「いじめの加害経験のみあり」、「いじめの被害経験のみあり」、「いずれの経験もなし」の4群に分類した上で、群ごとに児童・生徒の意識に差があるかなどについて、比較・検証を行った。4群の分類は、以下の質問項目を基に行った。

いじめの被害経験に関する質問項目で、1項目でも、1の「されている」又は、2の「されたことがある」と回答している者を、「いじめの被害経験あり」とした。（表5）

表5 いじめの被害経験に関する質問

	内 容	されて いる	されたこ とがある	ない
(1)	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたことがある。	1	2	3
(2)	仲間外れ、集団による無視をされたことがある。	1	2	3
(3)	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりしたことがある。	1	2	3
(4)	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりしたことがある。	1	2	3
(5)	金品をたかられたことがある。	1	2	3
(6)	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりしたことがある。	1	2	3
(7)	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりしたことがある。	1	2	3
(8)	パソコンや携帯電話（スマートフォンも含む）などで、誹謗中傷（悪口を言われること）や嫌なことをされたことがある。	1	2	3

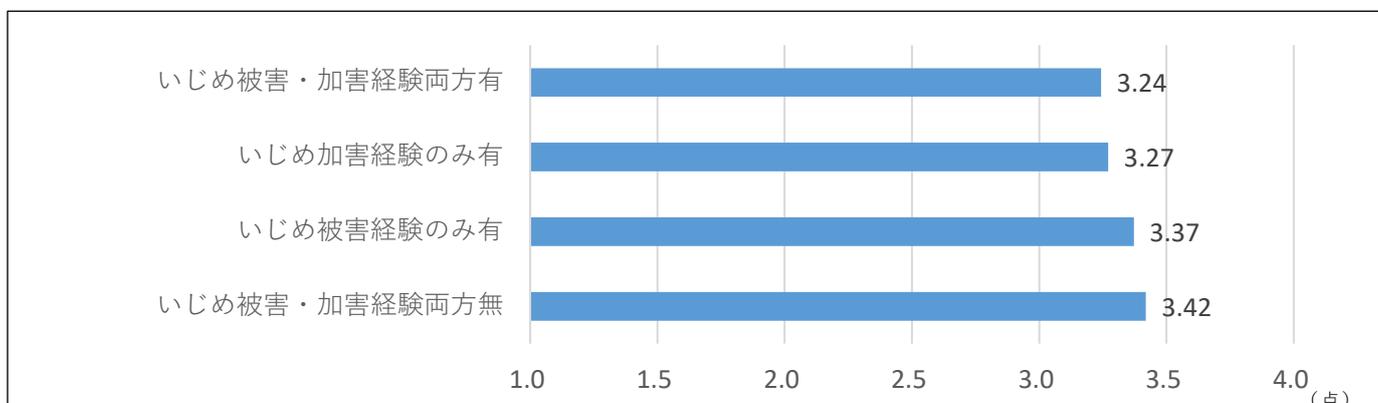
また、いじめの加害経験に関する質問項目で、1項目でも、1の「したことがある」と回答している者を、「いじめの加害経験あり」とした。（表6）

表6 いじめの加害経験に関する質問

	内 容	したこ と が あ る	な い
(1)	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言ったことがある。	1	2
(2)	仲間外れ、集団による無視をしたことがある。	1	2
(3)	軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりしたことがある。	1	2
(4)	ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりしたことがある。	1	2
(5)	金品をたかったことがある。	1	2
(6)	金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりしたことがある。	1	2
(7)	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりしたことがある。	1	2
(8)	パソコンや携帯電話（スマートフォンも含む）などで、誹謗中傷（悪口を言われること）や嫌なことをしたことがある。	1	2

「いじめ被害・加害経験が両方あり」、「いじめの加害経験のみあり」、「いじめの被害経験のみあり」、「いずれの経験もなし」の各群の意識について、「自分のことを大切にしていると思ってくれている人に支えられて生きていると思う」、「生きていることは素晴らしいことだと思う」等の5つの質問を基に分析した。質問についての回答結果で、「大いにそう思う」を4、「そう思う」を3、「あまりそう思わない」を2、「全然そう思わない」を1とし、それぞれの群の児童・生徒の回答を数値に変換したものを、人数で割って平均化した。4点満点で、値が低い程、否定的に捉えている傾向となる。

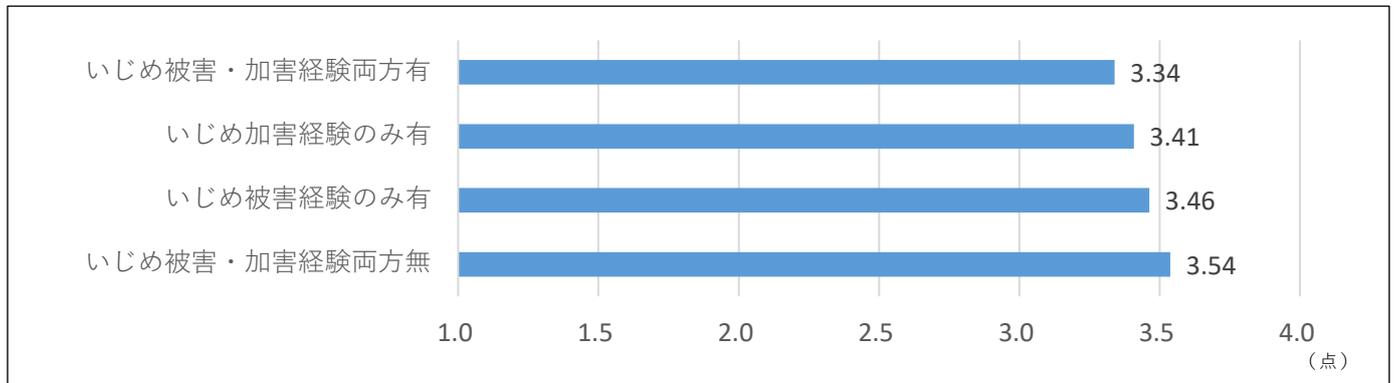
「自分のことを大切にしていると思ってくれている人に支えられて生きていると思うか」についての回答結果では、「いじめの被害・加害経験両方なし」、「いじめ被害経験のみあり」、「いじめ加害経験のみあり」、「いじめの被害・加害経験両方あり」の順で、人に支えられて生きていると思っていることについて、否定的に捉えていることが分かる。（図7）



※ 「大いにそう思う」を4、「そう思う」を3、「あまりそう思わない」を2、「全然そう思わない」を1とし、それぞれの児童・生徒の回答を数値に変換したものを、人数で割って平均化している。

図7 自分のことを大切にしていると思ってくれている人に支えられて生きていると思うか

「生きていることは素晴らしいことだと思うか」についての回答結果でも、「いじめの被害・加害経験両方なし」、「いじめ被害経験のみあり」、「いじめ加害経験のみあり」、「いじめの被害・加害経験両方あり」の順で、生きていることは素晴らしいと考えることについて、否定的に捉えている傾向があることが分かる。（図8）



※ 「大いにそう思う」を4、「そう思う」を3、「あまりそう思わない」を2、「全然そう思わない」を1とし、それぞれの児童・生徒の回答を数値に変換したものを、人数で割って平均化している。

図8 生きていることは素晴らしいことだと思うか

「自分のことを大切にしていると思ってくれている人に支えられて生きていると思うか」、「生きていることは素晴らしいことだと思うか」の回答結果から、いじめの被害、加害を経験している児童・生徒は、いじめの被害、加害を経験していない児童・生徒に比べて、「自分と他者との関係に否定的」であること、「自己肯定感が低い」こと、「支えられて生きているということに否定的」であること、「生きていることは素晴らしいことだということに否定的」であること、などの傾向が見られることが分かった。

これらの調査結果から、子供たちの自尊感情を高めたり、よりよい人間関係を構築したりすることによって、いじめの防止につなげていくことが大変重要である。

そのために、学校と保護者や地域関係者が連携し、子供たちを取り巻く大人たちが、「あらゆる場で子供たちのよさに気付くこと」ができる環境をつくっていくことが求められる。

保護者・地域関係者を対象に、「学校の『いじめ』の対応に関する方針（学校いじめ防止基本方針）の内容を知っているか。」について聞いた回答結果では、「知っている」、「どちらかと言うと知っている」という項目を合わせても、保護者は約21%、地域関係者は約50%に留まっていることも分かった。（図9）

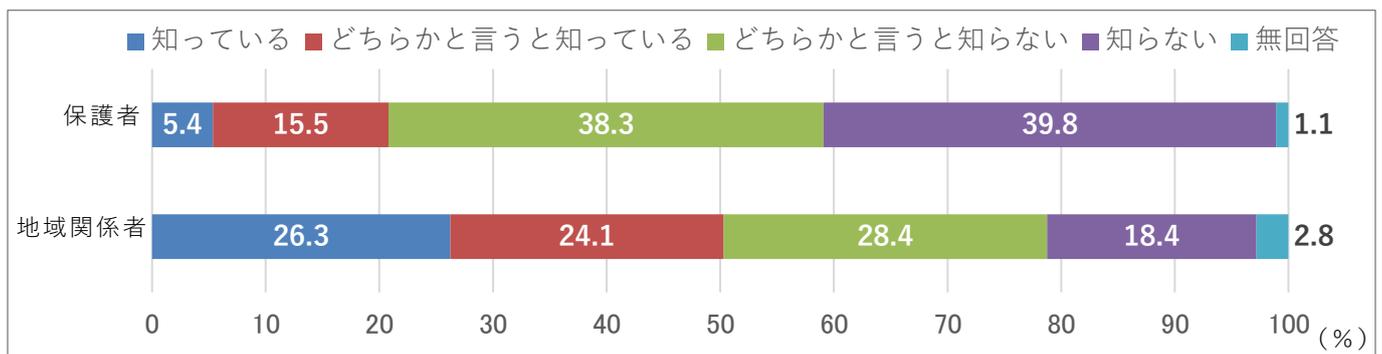


図9 学校の「いじめ」の対応に関する方針（学校いじめ防止基本方針）の内容を知っているか

保護者より地域関係者の方が、「知っている」、「どちらかという知っている」と回答した割合が高い理由としては、今回の調査対象の地域関係者が、学校運営協議会の委員や民生委員、PTAのOBなど、日常的に、学校の教育活動に接する機会の多い方に限定されていたためと考えられる。

一方で、令和元年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）によると、都内全ての公立学校において、学校いじめ防止基本方針をホームページに公表しているなど、保護者や地域関係者への周知に努めている結果が示されている。（表7）学校と、保護者の受け止めの間に乖離が見られる。

表7 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた（都内公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省））

2 「保護者プログラム」・「地域プログラム」の開発

「保護者プログラム」・「地域プログラム」は、学校と保護者・地域が一体となっていじめの防止に取り組んでいくとともに、保護者や地域の方々がいじめ問題について考えていくことを目的として開発したプログラムである。

「保護者プログラム」は、「学校いじめ防止基本方針」、「いじめの早期発見」、「相談しやすい環境づくり」、「いじめへの対処」、「インターネット上でのいじめ」の5つの内容で構成している。また、「地域プログラム」は、「いじめを生まない環境づくり」という1つの内容で構成している。（表8）

表8 開発した「保護者プログラム」・「地域プログラム」

保護者プログラム1	学校いじめ防止基本方針
保護者プログラム2	いじめの早期発見
保護者プログラム3	相談しやすい環境づくり
保護者プログラム4	いじめへの対処
保護者プログラム5	インターネット上でのいじめ
地域プログラム	共に手を取り合おうーいじめを生まない環境づくりー

また、各学校の実態に応じて、プログラムを効果的に活用できるようにすることが大切と考え、以下の工夫をした。

- ・1つのプログラムを10分から20分程度で実施できる内容にし、展開例を示した。
- ・展開例に合わせたプレゼンテーションソフトによるスライド資料を作成し、各学校の実態に合わせ、自由に編集して活用できるようにした。

- ・展開例等の資料を「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に掲載するとともに、東京都教職員研修センターのWEBページに掲載し、ダウンロードしてそのまま使用できるようにした。

3 「保護者プログラム」・「地域プログラム」の実践

開発した「保護者プログラム」・「地域プログラム」については、研究協力校の実態に応じた形で実施し、その効果的な活用方法について検証した。一つのプログラムを短い時間で実施したり、時期や時間に応じて組み合わせて活用したりするなどの工夫を行いながらプログラムを実施することで、参加した保護者等の意識の向上が見られた。

(1) 時期に合わせた実践【研究協力校A（中学校）】

研究協力校A（中学校）では、年間の保護者会の日程や学校の取組等を踏まえて、実施時期を検討し、その時期に合わせたプログラムを実施した。

年度当初に、いじめの定義と「学校のいじめ問題に対する方針」等を伝える必要があることから、4月の保護者会でプログラム1を実施した。また、「夏季休業中の子供の状況を確実に把握し、いじめの早期発見につなげることの重要性」等を伝える必要があることから、7月の保護者会でプログラム2を実施した。（表9）

表9 時期に合わせた実践

時期	4月	7月
プログラム	プログラム1 「学校いじめ防止基本方針」	プログラム2 「いじめの早期発見」
理由	年度当初に、いじめの定義と「学校のいじめ問題に対する方針」等を伝える必要がある。	「夏季休業中の子供の状況を確実に把握し、いじめの早期発見につなげることの重要性」等を伝える必要がある。

いずれのプログラムも保護者会全体会の20分間で生活指導主任が説明を行った。生活指導主任は、保護者に対して、これまで思っていた「いじめ」についての捉えを見つめ直していく問い掛けをしたり、いじめの早期発見には子供たちの日頃の様子を確認することが重要であることを強調したりしながら、いじめの未然防止、早期発見に向けて「日頃からできること」、「家庭で子供の様子を見ていくこと」の重要性を伝えた。

参加した保護者からは、

「学校のいじめ問題への取組について理解できた。」

「子供の些細な変化に気付かなければならないことがよく分かった。」

「保護者会で、いじめ問題についての話を聞くことができてよかった。このことを子供と共有したい。」

などの感想が聞かれた。保護者が学校のいじめ問題についての取組や子供の日頃の様子を確認することの重要性について理解を深めていることが伺える。

(2) 時間を短縮した実践【研究協力校B（高等学校）】

研究協力校B（高等学校）では、保護者会の冒頭で、プログラムの時間を短縮して実践した。

年度の始めの6月の保護者会では、プログラム1「学校いじめ防止基本方針」について、時間を短縮して10分間で行った。保護者にいじめの定義や現状を確認した後に、学校いじめ防止基本方針について具体的に説明をした。さらに、保護者といじめの未然防止には学校と家庭が連携することが重要であることを確認した。（表10）

また、年度の中盤を迎えた10月の保護者会でも、プログラム3「相談しやすい環境づくり」について時間を短縮して、10分間で行った。学校には、いじめをはじめ、子供について気になることや困っていることを相談できる窓口が多様にあることや学校以外にも相談窓口があることを保護者に伝えた。（表11）

表10 プログラム1「学校いじめ防止基本方針」展開例（6月実施）

時間	主な取組
10分	1 プログラムの主旨を説明する。 2 いじめの定義や現状について伝える。
10分	3 学校いじめ防止基本方針について説明する。 4 学校と家庭が連携することについて確認する。

※ 時間を短縮し、太線内の内容を中心にプログラムを実施した。

表11 プログラム3「相談しやすい環境づくり」展開例（10月実施）

時間	主な取組
10分	1 子供のことで気になっていること、困っていると思われることをテーマに挙げて話し合い、保護者の関心と問題意識を喚起する。 2 学校に相談してよいこと、学校に相談してほしいことを伝える。
10分	3 学年の担任、担任以外の教職員を紹介する。 4 学校以外にも相談窓口があることを紹介する。 5 いじめや悩みを解決できる子育ての環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることを伝える。 6 学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答する。

※ 時間を短縮し、太線内の内容を中心にプログラムを実施した。

いずれのプログラムも、保護者会全体会の冒頭の時間を活用し、校長が各教室に集まっている保護者に説明した。多くの内容を取り扱う保護者会において、限られた時間の中で学校として伝えなければならないことを焦点化して伝えた。

参加した保護者からは、

「簡潔で分かりやすい説明だった。」

「しっかりとした方針に基づいて、いじめ対策を行っていることを知り、頼れる高校だと安

心した。」

「週に一度スクールカウンセラーと面談していることは、初めて知った。スクールカウンセラーと生徒が定期的に話す機会があるのはよいと思った。」

などの感想が聞かれた。保護者が学校のいじめ防止に向けての具体的な取組を理解するとともに、多様な相談窓口があることを知る機会につながっていることが伺える。

(3) プログラムを組み合わせた実践【研究協力校C（特別支援学校）】

研究協力校C（特別支援学校）は、年度当初の保護者会で、「学校のいじめに対する取組」に加え、「いじめについての多様な相談窓口があること」を保護者に周知することを目的として、プログラム1とプログラム3を組み合わせ実施した。

前半の15分は、プログラム1「学校いじめ防止基本方針」について、「いじめの定義や現状の確認」、「学校いじめ防止基本方針の説明」、「学校と家庭が連携することの確認」に内容を絞って行った。後半の15分は、プログラム3「相談しやすい環境づくり」について、「学年の担任、担任以外の教職員の紹介」、「学校以外の相談窓口の紹介」、「いじめや悩みを解決できる子育ての環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることの確認」に内容を絞って行った。（表12）

表12 プログラム1「学校いじめ防止基本方針」とプログラム3「相談しやすい環境づくり」を組み合わせた展開例

前半 保護者プログラム1 学校いじめ防止基本方針	30分	1 いじめの定義や現状を確認する。 2 学校いじめ防止基本方針を説明する。 3 学校と家庭が連携することについて確認する。
後半 保護者プログラム3 相談しやすい環境づくり		4 学年の担任、担任以外の教職員を紹介する。 5 学校以外にも相談窓口があることを紹介する。 6 いじめや悩みを解決できる子育ての環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることを確認する。 7 学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答する。

前半のプログラム1は校長が、後半のプログラム3は副校長が説明した。

参加した保護者からは、

「いじめの未然防止に向けての様々な取組を聞くことができてよかった。」

「いじめについてしっかり考えることができる、ということが社会人になっても大切な力であることが分かった。」

などの感想も聞かれ、学校のいじめ防止等の取組や考え方について理解を深めることができた様子が伺える。

(4) 協議を取り入れた実践【研究協力校D(小学校)】

研究協力校D（小学校）は、学年や学級の実態に合わせてプログラムの展開を工夫し、資料を活用しながら、プログラムに参加者同士の協議を取り入れた実践を行った。

10月の保護者会で、第4学年はプログラム4「いじめへの対処」を学級ごとに15分間で行った。保護者はいじめの定義について担任から説明を聞いた後、事例を基に、いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者の立場に分かれて7分間協議した。（表13）

同様に10月の保護者会で、第6学年はプログラム5「インターネット上でのいじめ」を、学級ごとに15分間で行った。保護者は、インターネット上でのトラブルについて、どのようなものがあるか担任と確認した後、子供に起きやすいトラブルの一つである「悪口・いじり」について事例を基に協議した。（表14）

表13 第4学年 プログラム4「いじめへの対処」展開例

時間	主な取組
15分	1 いじめの定義について説明する。
	2 学校の取組について紹介する。
	3 事例について説明し、登場する児童・生徒の保護者の立場で、自分ならどう対処するか、協議してもらう。 いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者の立場に分かれて7分間協議
	4 保護者に「子供がSOSを出しやすい存在」となるよう呼び掛ける。
	5 学校をはじめとする緊急時の連絡先を紹介する。

表14 第6学年 プログラム5「インターネット上でのいじめ」展開例

時間	主な取組
15分	1 インターネット上のトラブルについて、どのようなものがあるか確認する。
	2 子供に起きやすいトラブルの一つである「悪口・いじり」について事例を基に協議してもらう。 事例を基に、その原因となったことについて5分間協議
	3 「SNS東京ルール」等、学校（学区）での取組、「SNS家庭ルール」について確認する。
	4 「SNS東京ノート（活用の手引）」P33～35に基づき、インターネット上に不適切な情報が掲載された場合の対応について確認する。
	5 「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」といった視点から、どのように対応すればよいか協議してもらう。
	6 いじめにつながるトラブルがあった時に学校に連絡することを確認する。

いずれのプログラムでも、協議を通して、様々な考え方、課題、対応方法等が保護者同士で共有された。

参加した保護者からは、

「私たち大人は子供に対して『倫理的なこと』を問い続けていかなければならないと思った。」
 「他の保護者の意見交換ができ、とてもよい機会だった。帰宅後、子供と話すきっかけにもなりよかった。」

「子供の様子をしっかり見守り、変わったことがあった時には気付けるようにしたい。」

などの感想が聞かれ、いじめに対する保護者の対応の在り方等について保護者自身が理解を深めることができたと考えられる。

また、研究協力校D（小学校）では、11月の道徳授業地区公開講座において、授業を公開した後の協議会で、参加者同士の協議を取り入れた「地域プログラム」を実践した。

プログラムの前半は、生活指導主任が、保護者、地域関係者を対象に、いじめの定義や学校の取組等を説明した。後半は、保護者、地域関係者が一緒になって、いじめを生まない環境づくりのために、何ができるかについて10分間協議を行った。（表15）

表15 地域プログラム「いじめを生まない環境づくりについて」展開例

時間	主な取組
30分	1 プログラムの主旨を説明する。
	2 いじめの定義や現状について確認する。 (1) 具体的な子供の様子を基に、いじめかどうかについて個人で考える。 (2) 「いじめにあたるのは、どれか」、そのように考えた理由について考え、互いの意見を交流する時間をとる。
	(3) 「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ」の定義を確認する。
	3 学校いじめ防止基本方針を基に、学校の取組について紹介する。
	4 いじめの未然防止・早期発見、いじめを生まない環境づくりのために地域全体でできることについて考える時間をとる。 保護者、地域関係者が一緒になって、いじめを生まない環境づくりのために、何ができるかについて10分間協議

参加した保護者・地域関係者からは、

「どんな小さなことでも子供たちが話しやすい環境を地域全体でつくっていくことが大切だと感じた。」

「子供たちにとって良いことを地域全体で行い、子供を守ることにつなげていきたい。」

「子供の様子をしっかり見守り、変わったことがあった時には気付けるようにしたい。」

「いじめの未然防止や早期発見・早期対応のためには、学校だけではなく、保護者や地域の大人として、子供の様子を日頃からよく見るようにしたいと思った。参加してよかった。」などの感想が聞かれた。

学校の取組について具体的な事例として紹介した後に、保護者、地域関係者が一緒になって、いじめを生まない環境づくりのために協議したことで、いじめ問題に対する学校の取組を理解

するとともに、子供たちのために地域住民としてできることを参加者が考えることができた。

第5 研究の成果と今後の取組

1 研究の成果

2年間の研究の成果は主に以下の二点である。

第一に平成24年度の結果と比較しながら分析することで、いじめ問題に対する現状を明らかにできたことである。「いじめを受けたときの相談状況」「いじめを行った経験」等について比較し、それらの結果の一部を「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に掲載し、都内公立学校の全ての教員に対し、課題解決に向けた具体的な取組を示すことができた。また、児童・生徒のいじめの被害経験、加害経験の有無で群に分け、群ごとの意識の違いについても分析することができた。

第二に、「保護者プログラム」・「地域プログラム」を、学校において活用・実践することにより、保護者や地域関係者の意識が高まったことである。プログラム実施前に保護者を対象に「学校いじめ防止基本方針」について聞いたところ、「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と回答した保護者は50%以下だった。一方、プログラム実施直後に、参加した保護者や地域関係者等を対象に行った「学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策委員会の役割、いじめの定義について理解を深めることができたか。」という質問に対しては、全校種で、98%以上が「理解できた」と回答した。また、学校と保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組む環境を構築するきっかけとして、効果があることを明らかにすることができた。

2 今後の取組

今後は、「保護者プログラム」及び「地域プログラム」を、多くの学校で活用していけるよう、一層の周知や啓発を行う。また、各学校が保護者・地域住民と一体となっていじめ防止等の対策を推進していくための支援をしていく。

参考資料

1	いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻 [学校の取組編] いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻 [実践プログラム編]	
2	いじめ防止等の対策を推進する研究（1年次） －東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と「保護者・地域プログラム」の開発－ 研究紀要	
3	「いじめ問題に関する意識調査」の調査結果	